

福井市立郷土歴史博物館要覧



目 次

ごあいさつ	1
理 念	2
沿 革	3
施 設	4
事 業	6
資料の収集・保存	6
展 示	7
教育普及	11
条例・施行規則	12
郷土歴史博物館本館建築・設備概要	20
利用案内	21

ごあいさつ

平成16年3月21日、福井市立郷土歴史博物館は、足羽山より移転新築し、福井市宝永、名勝養浩館（旧御泉水屋敷）庭園の隣接地に開館いたしました。

顧みますと、福井市は、戦災・震災と相次ぐ痛手にもめげず、不死鳥のごとく雄々しく復興を遂げましたが、文教政策の一環として、昭和28年11月、足羽山に郷土歴史館が開館しました。以来、地方博物館の草分け的存在として郷土の歴史啓発に努め、また越前松平家伝世の資料群越葵文庫、春嶽公記念文庫を始め、ここ半世紀の間に多くの収蔵品を得ることが出来ました。特に、幕末維新関係資料は第一級の資料として注目されています。

新館は、常設展示室・松平家史料展示室・館蔵品ギャラリー・企画展示室などを設け、館外には福井城舎人門遺構を復原し、名勝養浩館庭園にも隣接する、特色ある博物館として生まれ変わりました。

また当館では、郷土への誇りと愛情を育み、知る喜び、学ぶ楽しみの輪を広げることを活動理念として掲げています。

これからは、足羽山時代の確かな実績を踏まえつつ、より一層、時代のさまざまな要望に応えていくことができるよう、新たなる事業を進めてまいります。今後とも当館の活動にご理解とご協力を頂きますようお願い申しあげます。



理念

1 郷土への誇りと愛情をはぐくむ博物館となること

当館は、福井市が戦災と震災から復興するにあたり、昭和28年、足羽山に建設した郷土歴史館をその前身とする。郷土歴史館は、先人の業績を偲び、歴史に学ぶことで郷土再建の意気を高めようと設立された館であった。当時と比較すると、現在の館の規模は格段に大きくなり、また事業の内容も多様となっているが、「郷土への誇りと愛情をはぐくむ」ことこそが館の原点であり、根本である点ではまったく変わっていない。人間は、その土地の自然、風土やそこに蓄積された歴史とのかかわりの中で生まれ、育ち、人格を形成していくものである。そのことに目を向け、郷土に誇りや愛情を持つことは、人と人との結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壤をつくり、また協働、共生する社会を築く基盤となる。

当館は、この福井という地に生き、あるいは積極的に関わりをもった有名無名の人々が、理想実現のために行った活動とその成果を明らかにすることにより、郷土への誇りと愛情をはぐくむよう努める。

2 知る喜び、学ぶ楽しみの輪を広げる博物館となること

歴史を知ろうとするとき、まずその手がかりとなるものは資料である。よって資料は、何よりも大切に保存しなければならない。当館も、地域の歴史を知る上で欠かすことのできない資料を収集し、それを安全に保管するための設備を備えた中心的収蔵施設としての役割を担う。ただし、資料の活用が十分になされなかつたり、一部の専門家だけに門戸が開かれている状態では、多くの人にとって「歴史を知ろう」とする機会は無いに等しい。歴史を知り、学ぼうとする行為は、決して平易ではないが、人々に楽しさや感動、喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、人間性を涵養し、創造力をはぐくむものである。

当館は、わかりやすさや親しみやすさを大切にした展示、あらゆる世代の人が楽しみながら学べる学習プログラムの提供、まだ知られていない資料の調査や研究などの活動を通じて、福井市民はもとより国内外からの来訪者にも、知る喜び、学ぶ楽しみの輪を広げるよう努める。

沿革

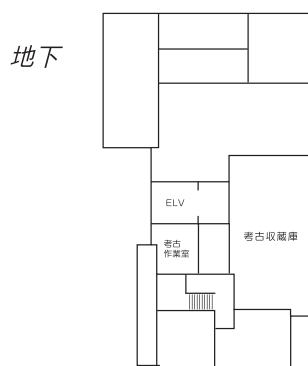
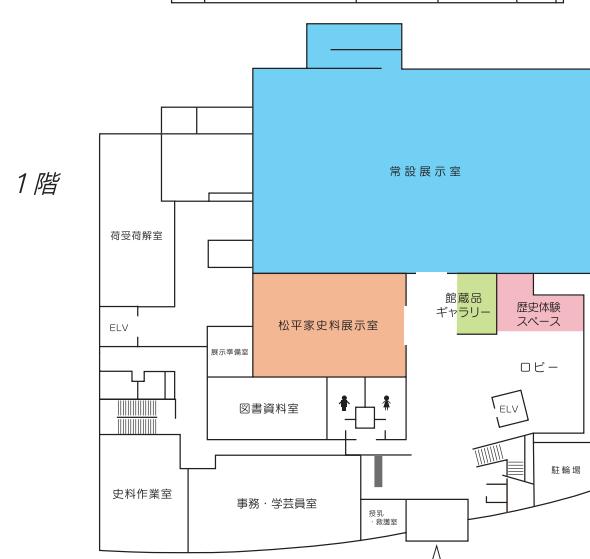
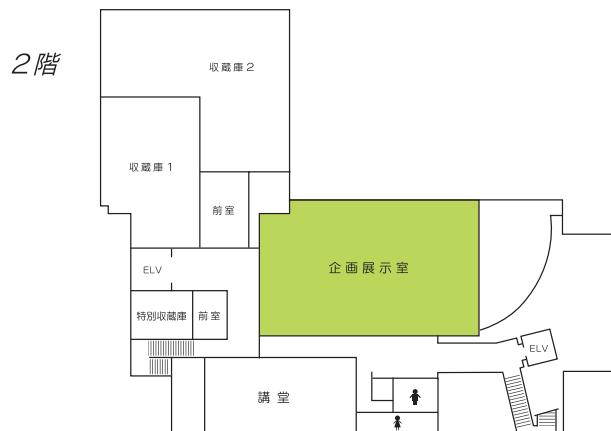
- 昭和28年11月 足羽山公園に福井市立郷土歴史館として開館。
(敦賀セメント株式会社より建築費として1千万円の寄付を受ける)
- 昭和30年 2月 博物館相当施設の指定を受ける。
- 昭和32年 8月 博物館法による登録博物館に認定。
- 昭和42年 6月 第1次増築工事が竣工する。
- 昭和45年 4月 第2次増改築工事が竣工する。
- 昭和45年12月 松平永芳氏より春嶽公記念文庫が寄贈され、福井市春嶽公記念文庫を設置。以後4次にわたって寄贈される。福井市立郷土歴史館を福井市立郷土歴史博物館と改称。設置条例、施行規則等を公布施行。
- 昭和52年12月 松平宗紀氏より越前松平家伝来資料が越菴文庫として寄託される。
- 昭和59年11月 福井市議会に対し、名勝養浩館（旧御泉水屋敷）庭園の復原整備と隣接地への歴史博物館移転について述べた「お泉水文化公園」請願書が提出され、翌月、議会にて採択。
- 平成 4年 1月 福井市が、養浩館庭園一帯を「歴史・文化ゾーン」と位置づける。
- 平成 7年 6月 基本構想検討委員会が発足。翌年3月、『(仮称) 福井市歴史博物館基本構想報告書』がまとまる。
- 平成 8年 5月 基本計画検討委員会が発足。同年10月、『基本計画報告書』がまとまる。
- 平成 9年 3月 新郷土歴史博物館の建築基本設計（第1次案）がまとまる。
- 平成10年 3月 新郷土歴史博物館の建築実施設計（第1次案）がまとまる。
- 平成10年 9月 新郷土歴史博物館の建設予定地で福井城の良好な遺構を確認。
- 平成11年 7月 展示検討委員会が発足。翌年2月、『展示計画報告書』がまとまる。
- 平成13年 1月 宝永地区から、福井城遺構を含めた周辺整備について、市長へ要望書が提出される。
- 平成13年 3月 建築設計（第2次案）がまとまる。展示基本設計がまとまる。
- 平成13年 4月 郷土歴史博物館建設室が発足。同年7月、建築工事起工。
- 平成14年 3月 展示実施設計がまとまる。
- 平成14年 5月 足羽山公園の郷土歴史博物館が閉館。
- 平成15年 3月 新郷土歴史博物館建築工事が完了する。
- 平成15年10月 新郷土歴史博物館及び周辺ゾーンの愛称とマスコットキャラクターが決まる。(愛称「福井歴史の庭 散策ゾーン」、マスコットキャラクター「ヒストくん」)
- 平成15年10月 展示工事が完了する。
- 平成16年 3月 新郷土歴史博物館が福井市宝永地区に開館。
- 平成18年 5月 越前松平家当主 松平宗紀氏が名誉館長に就任。

施 設

郷土歴史博物館本館

郷土歴史博物館本館は鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階、延べ床面積は足羽山の旧館と比較して約4倍の3,915m²で、土蔵をイメージし、落ち着きと風格が漂う建築がコンセプトの建物です。

本館内平面図



本館主要施設面積一覧

展示部門

常設展示室	708.57m ²
松平家史料展示室	149.87m ²
館蔵品ギャラリー	21.00m ²
企画展示室	266.03m ²

教育普及部門

講 堂	105.72m ²
-----	----------------------

収蔵部門

収蔵庫1	129.44m ²
収蔵庫2	223.81m ²
特別収蔵庫	31.69m ²
考古収蔵庫	118.49m ²

学芸部門

史料作業室	92.79m ²
考古作業室	20.67m ²
図書資料室	65.06m ²

事務部門

事務・学芸員室	117.3m ²
---------	---------------------

福井城舎人門遺構

郷土歴史博物館の建設に伴う発掘調査により、敷地の北側部分から福井城の外堀、石垣、土居や、城の北側の守りであった舎人門（とねりもん）などの遺構が良好な状態で検出されました。これらの貴重な福井城の遺産を屋外展示物として復原整備しました。



名勝 養浩館(旧御泉水屋敷)庭園

養浩館（旧御泉水屋敷）庭園は、福井藩主松平家の別邸です。7代藩主吉晶によって元禄年間に現在のように整備されました。この庭園は、数奇屋風書院や回遊式林泉庭園をそなえた江戸時代中期を代表する名園の一つとして広く知られていましたが、福井空襲により焼失していました。しかし、昭和57年に国の名勝に指定されたことを契機に建造物と庭園の復原整備が行われ、福井市の観光名所として多くの来訪者を集めています。

郷土歴史博物館が養浩館庭園の西隣に移転開館するのに伴い、養浩館庭園に新たに西門を設け博物館からのアクセスを容易にし、また博物館と庭園との共通観覧・入園券を発行し、利用者の便をはかっています。



事業

資料の収集・保存

当館の収蔵品の特色は、旧福井藩にゆかりのある所蔵者からの寄贈品、寄託品が多いことがあります。これは当館が設立以来、福井市春嶽公記念文庫、越葵文庫をはじめ、旧福井藩に関わる伝来資料の寄贈、寄託を積極的にうけ、保存、展示できたことによるものです。また、福井市および近隣市町村の社寺等から国指定文化財をはじめとする重宝の寄託をうけ、それらを安全に保管する役割を担っています。今後も、地域の中心的収蔵施設として、地域の歴史や文化を知る上で欠かすことのできない資料の収集・保存を継続していきます。

福井市春嶽公記念文庫について

昭和45年より4次にわたって、松平永芳氏から福井市へ寄贈された、福井藩第16代藩主松平春嶽関係の資料群です。春嶽自筆の日記・記録・著作類や、春嶽と交流のあった大名・諸藩士らの書状類が豊富で、幕末明治期の日本の歴史を知る上で欠かすことのできない資料群です。



松平春嶽所用の科学器具

越葵文庫について

越前松平家当主松平宗紀氏より、昭和52年に当館に寄託された資料群です。歴代藩主の遺品や伝来の什宝、関係文書・記録類などが含まれています。



菊唐草蒔絵重箱

収蔵品の保存には、薬剤への過度の依存をやめ、さまざまな劣化要因を総合的に取り除く文化財総合予防管理を取り入れ、地球環境の保護に配慮します。実施にあたっては、文化庁からの指導を遵守し、東京文化財研究所等による最新の研究成果を反映させます。

文化財総合予防管理では、薬剤を使用しない害虫・カビ駆除システムの導入、虫の侵入・温湿度・光量等のモニタリングの実施と適正化、清潔な収蔵環境の保全、より劣化予防に効果のある収納具の整備、定期的な環境評価とその結果に基づく管理方法の改善等を実施します。

展 示

平常展示

平常展示には、常設展示室、松平家史料展示室、館蔵品ギャラリーがあります。

常設展示室



《ふくいのあゆみ》

原始古代から現代までふくいの歴史をふりかえります。



《古代のふくい》

【ふくいの古墳】

福井市内の古墳から出土した副葬品を展示し、古墳時代のヒトとモノとのかかわりを探っていきます。

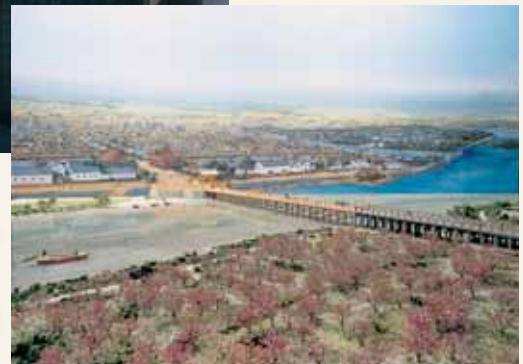


【東大寺領莊園「道守莊」】

奈良時代の福井平野に広がっていた東大寺領莊園の実態を、文書や絵図、模型などで探っていきます。



九十九橋原寸模型



九十九橋の風景

《城下町と近代都市》

【城下町と人々のくらし】

越前松平家の居城「福井城」と奇橋九十九橋を中心に、
その城下町にくらした人々の歴史を見ていきます。



【近代都市の発展と戦・震災】

福井市の発展の歴史、そして忘
れてはならない戦・震災の被害状
況とその復興の歴史を見ていきます。



《幕末維新の人物》

【松平春嶽をめぐる人々】

幕末維新期に活躍した松平春嶽
をめぐる人々を見ていきます。

松平家史料展示室

- ◇ 福井市春嶽公記念文庫や越葵文庫として当館に収蔵されている越前松平家に伝来した什宝・文書などを展示し、大名家の暮らし・文化や、福井藩の歴史を紹介します。
- ◇ テーマを変え、さまざまな資料を展示します。
- ◇ 「見どころ講座」を開催し、より深く展示を楽しめるようにします。



館蔵品ギャラリー

- ◇ 常時展示されない収蔵品の紹介や、季節や行事などをテーマにした展示を行います。
- ◇ 埋蔵文化財の発掘速報展などのタイムリーな展示を行います。
- ◇ 展示替えを行うため、常に新しい資料と出会うことができます。

特別展覧会（企画展示室等で開催）

収蔵品や地域の歴史を核としながら、日本および東アジア一円の歴史の流れに目を向けることのできるテーマのものを企画します。

●これまでの展覧会（平成20年まで）

- 平成16年 「天下の事成就せりー福井藩と坂本龍馬」
「福井城大発掘ーなるほど福井の江戸時代」
「伝えよう！わがまちの歴史ーおもしろ福井の意外史」
- 平成17年 「極楽ー北陸の浄土教美術」
「江戸の科学ー幕末福井の好奇心」
「越前松平家ゆかりの刀剣」
- 平成18年 「柴田勝家ー北庄に掛けた夢とプライド」
「越前松平家と大安禅寺」
「福井藩と豪商」
- 平成19年 「出光美術館コレクション 岩佐又兵衛と俵屋宗達」
「福井藩祖結城秀康」
「越前若狭の大工と絵図、道具」
「なるほど福井の古墳時代」
「越前山縣家と武田信玄」
「古典が語る繼体天皇」
- 平成20年 「館蔵名品展」
「福井城跡発掘展 —— ごみから探る福井城下の私生活」
「橋本左内と弟綱常」
「松平春嶽をめぐる人々」
「福井藩と江戸」



「越前若狭の大工と絵図、道具」展示風景

教育普及

●郷土歴史博物館活用検討委員会の設置

学校教育で郷土歴史博物館の活用を促進するため、情報交換や学習活動の企画・報告、教材開発等を行うことを目的とした委員会です。委員は福井市内小中学校の教諭と当館職員で構成され、平成15年5月に発足しました。

●へんしん 越前屋

着物や袴などの衣裳で武士や町人に扮し、福井の江戸時代に思いをはせることができる体験スペースです。「大名行列」と「馬威し」の2パターンがあり、時期によって入れ替わります。

●コミュニケーション・シート

【スタンプラリー】

シートに記されたヒントをもとに、資料をさがして展示室～養浩館庭園を探検し、スタンプを集めしていくというワークシート。モノを探し出す、という作業をきっかけにそのモノへの興味をもつてもらうことがねらいです。

【モノ知りシート】

1つのモノをじっくり観察し、そこから何かを発見していくことができるようつくられています。裏面にはモノについての参考図書などをあげ、図書館などでの調べ学習につながるよう配慮します。

●学習キット

普段は展示ケースの中に入っているモノを身近に感じ、観察するための道具です。実際に手にとってみることのできるレプリカ、古墳時代の鏡のレプリカをつくることができるキットなどです。展示室内や体験講座で使用するほか、学校等への貸し出しも可能です。また、教諭向けに、学習キットの内容、収蔵品リストなどを授業のカリキュラムにそった形でまとめ、ホームページ上で公開しています。

●音声ガイド

常設展示室・福井城舎人門遺構を、学芸員とインタビュアーが2人でめぐりながら、学芸員が見どころを紹介するという形式の音声ガイド。ギャラリートークに近い体験をしていただくことができます。英語・中国語・韓国語でも聞くことができます。

●ミュージアムカレッジ

歴史を学んで得た知識や感動を他の人に伝えたいという市民を対象に、講座やワークショップ、実習などを組み合わせた学習プログラムを提供しています。博物館と来館者をつなぐ活動をしていただく市民ボランティアの育成も兼ねています。

大学との教育提携

大学からの依頼によって受け入れた学生に対し、学芸員資格取得のために必要な博物館実習を行います。学生は当館学芸員から実際の展示作業や資料の取扱い方法、調書の取り方などの具体的な指導を受け、学芸員として必要な知識を修得します。

郷土歴史博物館 友の会

郷土歴史博物館や養浩館庭園を愛好し、頻繁に利用される方を対象に、その利用の便を向上させることを目的として、「郷土歴史博物館友の会」を発足しました。会員の方には次の特典があります。

- ① 友の会優待観覧券（歴史博物館が単独で主催する展示の観覧、養浩館庭園への入園が、会員本人に限り、いつでも無料となる観覧券）の購入ができます。なお、友の会優待券の有効期限は、購入日より1ヵ年です。
- ② 催し物の案内、会報等が郵送されます。（ただし、郵送料実費を負担していただきます）

条例・施行規則

福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例

平成15年12月24日
福井市条例第32号

(設置)

第1条 郷土福井の歴史と文化に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、市民の利用に供すること並びに市民の郷土福井の歴史と文化に関する活動及びそれを通した交流の場を提供することにより、市民の教養、学術及び文化の発展に寄与するため、福井市立郷土歴史博物館（以下「郷土歴史博物館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 郷土歴史博物館は、福井市宝永3丁目12番1号に置く。

(郷土歴史博物館を構成する施設)

第3条 郷土歴史博物館は、次に掲げる施設をもって構成する。

æ、郷土歴史博物館本館

æ、福井城舎人門遺構

(事業)

第4条 郷土歴史博物館は、次に掲げる事業を行う。

æ、資料（次号の福井市春嶽公記念文庫を除く。）の収集、保管、調査研究、展示及び利用に関すること。

æ、福井市春嶽公記念文庫条例（昭和45年福井市条例第43号）第1条の福井市春嶽公記念文庫の保管、調査研究、展示及び利用に関すること。

æ、郷土福井の歴史と文化に関する調査研究に関すること。

æ、資料に関する解説書、調査研究の報告書、年報等の作成及び頒布に関すること。

æ、郷土福井の歴史と文化に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

æ、郷土歴史博物館本館（以下「本館」という。）の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供に関すること。

æ、資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。

æ、郷土歴史博物館の事業の内容及び資料を電子情報化し、及びインターネット等により提供すること。

æ、郷土歴史博物館の管理に関すること。

æ、他の博物館、学校その他の関係機関と連絡し、及び協力すること。

æ、その他福井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(入館の拒否)

第5条 教育委員会は、郷土歴史博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

æ、他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

æ、施設等又は資料を損傷するおそれがあるとき。

æ、前2号に掲げるもののほか、郷土歴史博物館の管理及び運営上支障があるとき。

(観覧料)

第6条 本館で展示する資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を市長に納付しなければならない。ただし、福井市養浩館庭園設置及び管理に関する条例（平成5年福井市条例第2号）別表第2に掲げる共通観覧・入園料を納付した者に係る平常展示観覧料については、この限りでない。

2 市長は、本館における観覧について、共通観覧・入園券、友の会優待観覧券その他の規則で定める特別観覧券を発行することができる。

(入館者の遵守事項等)

第7条 郷土歴史博物館に入館した者（次項において「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

æ、他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

æ、展示品等の管理上支障のある行為をしないこと。

æ、前2号に掲げるもののほか、郷土歴史博物館の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

2 教育委員会は、入館者が前項各号のいずれかの規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、その者に対して退館を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(使用の承認)

第8条 別表第2に掲げる施設等を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認める場合は、前項の承認（次条から第11条までにおいて「承認」という。）に条件を付すこ

とができる。

(使用的不承認)

第9条 教育委員会は、承認を申請する者による施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認をしない。

æ、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

æ、施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

æ、資料の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。

æ、前3号に掲げるもののほか、郷土歴史博物館の管理及び運営上支障があるとき。

(使用料)

第10条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。

(使用者の遵守事項等)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

æ、承認を受けた使用内容を変更し、又は使用目的以外に使用しないこと。

æ、施設等を汚損し、又は破損しないこと。

æ、資料の保存に影響を及ぼす行為をしないこと。

æ、承認を受けた施設等を転貸し、又は当該承認に基づく権利を譲渡しないこと。

æ、公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。

æ、許可を受けないで作品、物品等の販売、寄附金の募集、立看板の掲示その他これらに類する行為をしないこと。

æ、前各号に掲げるもののほか、郷土歴史博物館の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

2 教育委員会は、使用者が前項各号のいずれかの規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ぜることができる。

3 使用者は、施設等の使用を終了したときは、原状に回復しなければならない。前項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(観覧料等の不還付)

第12条 既に納付した観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の免除)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(特別利用)

第14条 資料について、教育、学術、報道その他郷土福井の歴史と文化的普及を目的として、撮影、模写、模造、熟覧、写真原板の使用等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可（次条までにおいて「許可」という。）を受けなければならない。

2 特別利用は、館内の所定の場所において係員の指示に従って行わなければならない。

3 他の博物館、図書館、研究所その他教育委員会が適当と認める者は、前項の規定にかかわらず、資料の館外貸出しを受けることができる。

4 教育委員会は、許可に必要な条件を付すことができる。

(特別利用の制限)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしない。

æ、許可の申請（以下この項において「申請」という。）に係る特別利用が資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

æ、申請に係る資料が現に展示されているとき。

æ、申請に係る資料が寄託された資料で、寄託者の同意を得ていないとき。

æ、申請に係る資料が著作権者のある資料で、当該著作権者の同意を得ていないとき。

æ、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別利用をすることを不適当と認めるとき。

2 教育委員会は、郷土歴史博物館の都合により必要があるときは、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

3 教育委員会は、許可を受けた者が許可の条件に違反し、又は違反するおそれがあるときは、許可を取り消し、又は特別利用の停止若しくは資料の返還を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第16条 施設等又は資料を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(郷土歴史博物館運営協議会)

第17条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定により、郷土歴史博物館に福井市立郷土歴史博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前2項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職 員)

第18条 郷土歴史博物館に館長及び必要な職員を置く。

(委 任)

第19条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

附 则

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月25日から施行する。ただし、第4条第1号及び第2号（展示に係る部分に限る。）並びに同条第6号並びに第5条から第13条までの規定は、平成16年3月21日から施行する。

（福井市立郷土歴史博物館設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

æ, 福井市立郷土歴史博物館設置条例（昭和45年福井市条例第44号）

æ,, 福井市立郷土歴史博物館入館料徵収条例（昭和45年福井市条例第46号）

（経過措置）

3 この条例（附則第1項ただし書に掲げる規定を除く。次項までにおいて同じ。）の施行の際現に資料の館外貸出しを受けている者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第14条の規定により特別利用の許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の福井市立郷土歴史博物館設置条例第5条に規定する歴史博物館協議会の委員である者は、施行日に、第17条に規定する協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における歴史博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（福井市春嶽公記念文庫条例の一部改正）

5 福井市春嶽公記念文庫条例の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

（福井市都市公園条例の一部改正）

6 福井市都市公園条例（昭和50年福井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

附 则（平成18年条例第131号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

観覧料（1人につき）

区分		金額
平常展示観覧料 (1回につき)	個人	210円
	団体	150円
共通観覧・入園料 (1回につき)	個人	330円
	団体	250円
特別展覧会観覧料 (1回につき)	個人	市長がその都度定める額
	団体	個人の特別展覧会観覧料から当該特別展覧会観覧料の20パーセントに相当する額を減算した額
友の会優待観覧料 (1年につき)	一般	1,260円
	高校生、大学生及びこれらに準ずる者	840円

備 考

1 団体とは、20人以上をいう。

2 次に掲げる者については、観覧料を無料とする。ただし、特別展覧会（市が単独で開催するものを除く。）に係る観覧料については、この限りでない。

æ, 中学生以下の者

æ,, 70歳以上の者

æ'' 次に掲げる手帳を交付されている者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳

イ 都道府県が発行する療育手帳

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳

3 上の表に掲げる特別展覧会観覧料には、平常展示観覧料を含む。

4 上の表に掲げる友の会優待観覧料には、特別展覧会（市が単独で開催するものを除く。）に係る観覧料は、含まない。

5 上の表に掲げる共通観覧・入園料、特別展覧会観覧料及び友の会優待観覧料には、福井市養浩館庭園設置及び管理に関する条例別表第2に掲げる普通入園料を含む。

別表第2（第8条、第10条関係）

使用料

1 設施（使用1回につき）

本館	施設区分	単位時間	金額
	講堂（東側半分）		
	講堂（西側半分）	9	40円
	講堂（全体）		1,890円
	企画展示室（東側半分のみ）	8時間以内	5,880円

備 考

1 単位時間を超えて使用する場合の当該超える時間に係る使用料は、上の表の金額の1時間当たりの金額を算出して得た額（この額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）に当該超える時間数を乗じて算出する。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じるときは、これを1時間として使用料を算出する。

2 教育委員会が特に必要と認めて、郷土歴史博物館の通常の開館時間を超えて使用する場合の当該超える時間に係る使用料は、前項の規定により算出した金額に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。

3 準備、後片付け等のためだけに使用する場合の使用料は、前項までの規定により算出した金額の50パーセントに相当する額とする。

4 使用者が観覧料、入場料等を徴収する場合の使用料は、前項までの規定により算出した金額に当該使用料の30パーセントに相当する額を加算する。

2 設備（使用1回につき）

区分		金額
本館講堂	音響機器1式（講堂全体使用時に限る。）	730円
	映像機器1式（講堂全体使用時に限る。）	2,100円
本館企画展示室	照明器具10点につき	100円
本館共通	展示台1点につき（大きさにかかわらず）	100円
	スライド映写機 スクリーン1式	310円
	パネル1式（5枚単位）	520円
その他		規則で定める額

福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成15年12月25日
福井市教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成15年福井市条例第32号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、福井市立郷土歴史博物館（以下「郷土歴史博物館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び入館時間)

第2条 郷土歴史博物館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、11月6日から翌年の2月末日までの期間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、郷土歴史博物館の入館時間は、午前9時から午後6時30分（11月6日から翌年の2月末日までの期間にあっては、午後4時30分）までとする。

3 福井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、前2項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 郷土歴史博物館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(施設等の使用の承認等の手続)

第4条 条例第8条の規定により郷土歴史博物館の施設又は設備（以下「施設等」という。）の使用の承認（以下「使用の承認」という。）を受けようとする者は、福井市立郷土歴史博物館使用承認申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、使用の承認をするときは福井市立郷土歴史博物館使用承認書（様式第2号）を、使用の承認をしないときは福井市立郷土歴史博物館使用不承認通知書（様式第3号）を使用の承認の申請をした者に交付する。

3 前項の福井市立郷土歴史博物館使用承認書は、施設等を使用する際にこれを係員に提示しなければならない。

4 教育委員会は、条例第11条第2項の規定により使用の承認を取り消すときは福井市立郷土歴史博物館使用承認取消決定書（様式第4号）を、使用の停止を命ずるときは福井市立郷土歴史博物館使用停止命令書（様式第5号）を使用の承認を受けた者に交付する。

(特別利用の許可等)

第5条 条例第14条に規定する資料の特別利用の許可（以下この条において「許可」という。）を受けようとする者は、福井市立郷土歴史博物館特別利用許可申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、許可をするときは福井市立郷土歴史博物館特別利用許可書（様式第7号）を、許可をしないときは福井市立郷土歴史博物館特別利用不許可通知書（様式第8号）を許可の申請をした者に交付するものとする。

3 条例第14条第3項の資料の館外貸出しの期間は、2月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、条例第15条第3項の規定により許可を取り消すときは福井市立郷土歴史博物館特別利用許可取消決定書（様式第9号）を、特別利用の停止又は資料の返還を命ずるときは福井市立郷土歴史博物館特別利用停止・資料返還命令書（様式第10号）を許可を受けた者に交付する。

(寄託)

第6条 資料の寄託をしようとする者は、資料寄託申出書（様式第11号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が資料寄託申出書によることが不適当と認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の承認をしたときは、資料寄託預り証（様式第12号）を寄託の申出をした者に交付するものとする。

(寄託期間)

第7条 資料の寄託期間は、3年とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、3年を超えない範囲内において別に期間を定めることができる。

2 教育委員会は、寄託期間満了後も継続して寄託の必要があると認めるときは、寄託者と協議の上、寄託期間を延長することができる。

3 教育委員会は、寄託期間中において寄託者から資料の返却の申出があ

ったときは、寄託者と協議の上、資料を返却することができる。

(資料の保管の責任)

第8条 寄託を受けた資料について災害その他不可抗力により生じた損失に対しては、郷土歴史博物館は、その責めを負わないものとする。

(協議会の委員長及び副委員長)

第9条 条例第17条に規定する福井市立郷土歴史博物館運営協議会（以下「協議会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、協議会の会議の議長となり、議事を整理する。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第11条 協議会の事務は、郷土歴史博物館において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、郷土歴史博物館の管理及び運営に關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成16年3月21日から施行する。

(福井市立郷土歴史博物館設置条例施行規則の廃止)

2 福井市立郷土歴史博物館設置条例施行規則（昭和45年福井市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日	
福井市教育委員会 様	
事業名	住 所
使用目的	申請者 団体名
責任者氏名	氏 名
使用希望施設(設備)	連絡先
福井市立郷土歴史博物館使用承認申請書	
福井市立郷土歴史博物館の施設(設備)を使用したいので、次のとおり申請します。	
使用期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
観覧料、入场料等の徴収	有　無　(料金　円)
推定入場人員数	
設置する造作物等	

様式第6号（第5条関係）

年　月　日	
福井市教育委員会 様	
住 所	
申請者 団体名	(印)
氏 名	(印)
連絡先	
福井市立郷土歴史博物館特別利用許可申請書	
福井市立郷土歴史博物館の所蔵資料について、次のとおり特別利用の許可を申請します。 万一資料を損失した場合は、その損害を賠償します。	
資料の名称及び数量	
利用目的	
利用区分	(1)撮影 (2)模写 (3)模造 (4)熟観 (5)写真掲載 (6)原板貸出し (7)紙焼付与 (8)館外貸出し (9)その他()
利用期間	年　月　日から 年　月　日まで うち展示期間 年　月　日から 年　月　日まで
利用場所	
取扱責任者氏名	
資料の運搬方法	
添付資料	

様式第11号（第6条関係）

年　月　日	
福井市教育委員会 様	
住 所	
氏 名	(印)
連絡先	
資料寄託申出書	
私が所有する次の資料の寄託をしたいので申し出ます。	
資料の名称及び数量	
条件等	

福井市立郷土歴史博物館の観覧料及び使用料の徴収等に関する規則

平成15年12月25日
福井市規則第68号

（趣旨）

第1条 この規則は、福井市立郷土歴史博物館（以下「郷土歴史博物館」という。）の設置及び管理に関する条例（平成15年福井市条例第32号。以下「条例」という。）に規定する観覧料及び使用料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

（観覧券）

第2条 市長は、条例第6条第1項本文の規定により観覧料を納付した者に、観覧券を発行するものとする。

2 条例第6条第2項の規則で定める特別観覧券は、次に掲げるとおりとする。

æ, 共通観覧・入園券

æ, 友の会優待観覧券

æ" 優待券

æ» 招待券

3 共通観覧・入園券は、条例別表第1に定める共通観覧・入園料を納めた者に対して発行するものとし、発行当日のみ有効とする。

4 友の会優待観覧券は、条例別表第1に定める友の会優待観覧料を納めた者に対して発行するものとし、その有効期限は、発行の日から1年を経過した日までとする。

5 友の会優待観覧券は、当該友の会優待観覧券に記名された者以外の者は、使用することができない。

6 友の会優待観覧券は、再発行しない。

（観覧料等の還付）

第3条 条例第12条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当するときには、観覧料又は使用料（以下「観覧料等」という。）の全部又は一部を還付することができる。

æ, 災害その他不可抗力により、観覧又は施設若しくは設備（以下「施

設等」という。）の使用ができなくなったとき。

æ, 郷土歴史博物館の管理及び運営上の都合により、やむを得ず観覧又は施設等の使用をさせることができなくなつたとき。

æ" その他市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 観覧料等の還付を受けようとする者は、福井市立郷土歴史博物館観覧料・使用料還付申請書（様式第1号）に観覧券又は福井市立郷土歴史博物館使用承認書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

（観覧料等の免除）

第4条 条例第13条の規定により観覧料を免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、免除することができる観覧料の額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

æ, 県内の高等学校及びこれに準ずる学校の生徒並びに県内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。次項において同じ。）の児童、生徒等の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 観覧料（特別展覧会（市が単独で開催するものを除く。）に係る観覧料を除く。以下この項において同じ。）に相当する額

æ, 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体の職員が教育の目的で観覧する場合 観覧料に相当する額

æ" 条例別表第1備考2 æ"に掲げる者の付添いとして観覧する場合 観覧料に相当する額

æ» 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合 市長が別に定める額

2 条例第13条の規定により使用料を免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、免除することができる使用料の額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- æ, 福井市教育委員会又は県内の学校の主催による児童、生徒等のための事業を実施する場合 使用料に相当する額
- æ, 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が使用する場合 使用料に相当する額
- æ" 郷土福井の歴史と文化に関する普及活動を実施し、公益の実現を図ることを目的とした団体が、一般市民を対象とした事業を実施し、かつ、観覧料等を徴収しない場合 使用料の半分に相当する額
- æ» 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合 市長が別に定める額
- 3 観覧料等の免除（次項において「免除」という。）を受けようとする者は、福井市立郷土歴史博物館観覧料・使用料免除申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに審査し、免除の可否を決定し、福井市立郷土歴史博物館観覧料・使用料免除決定通知書（様式第3号）により、その旨を免除の申請をした者に通知するものとする。

（寄贈）

第5条 資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申出書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が資料寄贈申出書によることが不適当と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、資料寄贈受領書（様式第5号）を寄贈の申出をした者に交付するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、観覧料等の徴収等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成16年3月21日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年　月　日																			
福井市長 様																			
住 所																			
申請者 団体名	(印)																		
氏 名	(印)																		
連絡先																			
福井市立郷土歴史博物館観覧料・使用料還付申請書																			
福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例第12条ただし書の規定により次のとおり観覧料・使用料の還付を受けたいので申請します。																			
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用施設（設備）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観覧・使用期間</td> <td>年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで</td> </tr> <tr> <td>使用承認年月日</td> <td>年　月　日　指令第　号</td> </tr> <tr> <td>既納観覧料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>既納使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>観覧料・使用料納入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年　月　日</td> </tr> <tr> <td>還付申請の理由</td> <td></td> </tr> </table>		事業名		使用施設（設備）		観覧・使用期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで	使用承認年月日	年　月　日　指令第　号	既納観覧料	円	既納使用料	円	観覧料・使用料納入		年月日	年　月　日	還付申請の理由	
事業名																			
使用施設（設備）																			
観覧・使用期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで																		
使用承認年月日	年　月　日　指令第　号																		
既納観覧料	円																		
既納使用料	円																		
観覧料・使用料納入																			
年月日	年　月　日																		
還付申請の理由																			

様式第2号（第4条関係）

年　月　日																	
福井市長 様																	
住 所																	
申請者 団体名	(印)																
氏 名	(印)																
連絡先																	
福井市立郷土歴史博物館観覧料・使用料免除申請書																	
福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり観覧料・使用料の全部又は一部の免除を申請します。																	
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用施設（設備）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観覧・使用期間</td> <td>年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで</td> </tr> <tr> <td>観覧・使用人員</td> <td>人（うち引率者　人）</td> </tr> <tr> <td>観覧料・使用料の額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>免除申請額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>免除申請の理由</td> <td></td> </tr> </table>		事業名		責任者氏名		使用施設（設備）		観覧・使用期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで	観覧・使用人員	人（うち引率者　人）	観覧料・使用料の額	円	免除申請額	円	免除申請の理由	
事業名																	
責任者氏名																	
使用施設（設備）																	
観覧・使用期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで																
観覧・使用人員	人（うち引率者　人）																
観覧料・使用料の額	円																
免除申請額	円																
免除申請の理由																	

様式第4号（第5条関係）

年　月　日					
福井市長 様					
住 所					
氏 名	(印)				
連絡先					
資料寄贈申出書					
私が所有する次の資料の寄贈をしたいので申し出ます。					
<table border="1"> <tr> <td>資料の名称 及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条件等</td> <td></td> </tr> </table>		資料の名称 及び数量		条件等	
資料の名称 及び数量					
条件等					

福井市春嶽公記念文庫条例

昭和45年12月26日
福井市条例第43号

(文庫の設置)

第1条 松平永芳氏の寄付にかかる元松平家春嶽公記念文庫をもって、福井市春嶽公記念文庫（以下「文庫」という。）を設ける。

(管理)

第2条 文庫は、福井市立郷土歴史博物館において、最も確実、かつ、安全な方法により保存管理しなければならない。

(運用)

第3条 文庫は、文化、教育の振興ならびに郷土史研究のために有効に活用しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

福井市立郷土歴史博物館資料取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年教育委員会規則第7号。以下「教委規則」という。）及び福井市立郷土歴史博物館の観覧料及び使用料の徴収等に関する規則（平成15年福井市規則第68号。以下「市規則」という。）の規定に基づき、福井市立郷土歴史博物館（以下「郷土歴史博物館」という。）における資料の収集及び取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「資料」とは、福井の歴史と文化に関わりのある資料及びこれに準ずるものをして、「収集」とは、購入・寄贈及び寄託により資料を受け入れ保管することをいう。

(資料の収集)

第3条 資料を収集する場合は、別に定める資料購入・寄贈（寄託）に関する規程により行うものとする。

(証書の交付)

第4条 福井市立郷土歴史博物館長（以下「館長」という。）は、市規則第

福井市教育委員会
平成15年12月25日決裁

5条の規定に基づく資料寄贈申出書又は教委規則第6条の規定に基づく資料寄託申出書の提出があったときは、すみやかに当該資料を審査し、寄贈もしくは寄託を受け、または辞退することを決定しなければならない。

2 館長は、審査のため寄贈または寄託の申出のあった資料の引渡しを受けたときは、当該申出をした者に資料一時預り証（様式第1号）を交付するものとする。

3 館長は、寄託を受けたときは、寄託資料の取扱いについて（様式第2号）を、教委規則第6条第2項に定める資料寄託預り証（以下、「資料寄託預り証」という。）に添付して、寄託者に交付するものとする。

(寄託資料の取扱)

第5条 寄託者と資料の取扱について特別な取り決めがある場合を除き、寄託資料の保管、展示及び利用は、郷土歴史博物館の所蔵する資料に準じて取り扱うものとする。

(寄託資料の返却)

第6条 寄託期間中において、寄託資料の返却を受けようとする者は、原

様式第1号（第4条関係）

教歴発第　　号
資料一時預り証
様
年　　月　　日付で申し出のありました下記の資料について、 一時お預かりいたします。
年　　月　　日
福井市立郷土歴史博物館長（印）
記
資料の名称及び数量

様式第2号（第4条関係）

寄託資料の取扱いについて
<p>1. 寄託資料は、原則として、寄託期間内の返却をいたしません。また寄託期間を延長するときは、館長にその旨を申し出て資料寄託預り証の書き換えをしてください。</p> <p>2. 寄託期間中において、寄託資料の返却を受けようとするときは、郷土歴史博物館所定の様式によって、30日前までに館長にお申し出ください。</p> <p>3. 寄託資料の返却は、資料寄託預り証と引き換えに行います。また代理人の場合は委任状を添えてください。</p> <p>4. 寄託資料の所有者に変更のあった場合は、すみやかに関係書類を添えて館長にお申し出ください。</p> <p>5. 寄託資料の保管や展示は、郷土歴史博物館に所蔵する資料に準じて取り扱います。</p> <p>6. 寄託資料を他の博物館等に貸出したり、他の博物館等が撮影・掲載・模写・模造・熟覧等をするときは、貴殿の許可を得て行います。</p> <p>7. 災害その他、不可抗力によって生じた寄託資料の損失に対しては、郷土歴史博物館はその責めを負いません。</p> <p>8. 寄託資料預り証を亡失したり、損傷したりしたときは、ただちに館長に届け出してください。</p>

- 則として返却を受けようとする日の30日前までに福井市立郷土歴史博物館寄託資料返却請求書（様式第3号）を館長に提出しなければならない。
- 2 寄託資料を返却するときは、資料寄託預り証と引き換えに寄託者に返却するものとする。
- 3 寄託資料を受けようとする者が、代理人であるときは資料寄託預り証に寄託者の委任状又は代理人であることを証する書類を添えなければならない。
- （寄託期間の延長）
- 第7条 寄託期間を延長するときは、福井市立郷土歴史博物館寄託期間延長申出書（様式第4号）を館長に提出し、資料寄託預り証の書き換えをしなければならない。
- （所有者の変更）
- 第8条 寄託資料にかかる所有権の移転があったとき、新所有者は、所有権の移転を証する書類を資料寄託預り証に添えて館長に届け出て資料寄

託預り証の書き換えを受けなければならない。

（資料寄託預り証の再交付）

第9条 資料寄託預り証を亡失し、又は著しく損傷したとき、寄託者は、亡失の場合はその理由書を、損傷の場合は資料寄託預り証を館長に提出し、速やかに資料寄託預り証の再交付の申請をしなければならない。

（寄贈者等の優待）

第10条 館長は、この要綱により資料の寄贈又は寄託をした者の観覧について特別の優待措置をとることができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月25日から施行する。

様式第3号（第6条関係）

年　月　日
福井市立郷土歴史博物館長 様
住 所
申請者 氏 名 (印)
連絡先
福井市立郷土歴史博物館寄託資料返却請求書
下記寄託資料の返却を請求します。
記
1. 預り証番号
2. 寄託資料の名称及び数量
3. 寄託期間
年　月　日から
年　月　日まで

様式第4号（第7条関係）

年　月　日
福井市立郷土歴史博物館長 様
住 所
申請者 氏 名 (印)
連絡先
福井市立郷土歴史博物館寄託期間延長申出書
下記寄託資料の寄託期間を延長したいので申し出ます。
記
1. 預り証番号
2. 寄託資料の名称及び数量
3. 延長期間
年　月　日から
年　月　日まで

福井市立郷土歴史博物館資料の館外貸出に関する要綱

福井市教育委員会
平成15年12月25日決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）に基づき、福井市立郷土歴史博物館（以下「郷土歴史博物館」という。）が収蔵する資料（以下「資料」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

（貸出範囲）

第2条 資料の貸出は、福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第32号。以下「条例」という。）第14条第3項及び第15条並びに規則第5条に定めるもののほか、次の各号によらなければならぬ。

æ, 資料の貸出先は、原則として、国公立の博物館、美術館、図書館、研究所、公民館及び収益を目的としない私立の博物館、美術館とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これら以外の者にあ

っても館外貸出を受けることができる。

æ, 貸出資料の展示日数等は、原則として別表による。ただし、資料の状態により、別に制限を加えることがある。

æ, 資料の貸出にあたっては、当該資料の搬出入の前に、学芸員において厳重な事前検査を行うものとする。

（貸出条件）

第3条 条例第14条第4項の規定による、資料の貸出条件は、次のとおりとする。

æ, 貸出に伴う一切の経費は、資料を借り受けようとする者（以下「借受者」という。）の負担とする。

æ, 借受者は、借り受けた資料を第三者に貸し出してもならない。

æ, 貸出期間中における資料の保管は、借受者の責任において行うものとし、亡失、損傷等のあったときは、教育委員会の指示に従い、損害賠償の責めを負わなければならない。

æ» 貸し出した資料の展示並びに広報物については、当該資料が「福井市立郷土歴史博物館蔵」であることを明記すること。ただし、当該資料が寄託されたものである場合は、寄託者の指示に従うこと。

æ... 前各号に掲げるもののほか、教育委員会はその都度必要があると認める条件を付すことができる。

(貸出料)

第4条 資料の貸出料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第13号）第7条の規定により、原則として無償とする。

(借用書等)

第5条 資料の貸出許可を受けた者は、次に掲げる事項を記載した借用書を教育委員会に提出しなければならない。

æ, 借り受ける資料の名称及び数量等

æ,, 借受期間

æ'' 返還期日

æ» 返還場所

æ... 貸出条件に従う旨の記載

2 貸出許可をした資料の引き渡しは、前項の借用書と引き換えとする。

3 貸し出した資料が返還されたときは、これと引き換えに借用書を返すものとする。

(貸出の取消)

第6条 規則第5条第4項の規定により、資料の返還を求める場合、その返還に要する一切の経費は借受者が負担する。

2 資料の借受者は、前項に該当する場合に、補償等を要求することはで

きない。規則第5条第3項の規定により、資料の返還を求める場合も同前とする。

(報告等)

第7条 貸し出した資料を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を教育委員会に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の実事を証明する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月25日から施行する。

別表

年間総展示日数	90日を限度とする。
1回当たり展示日数	60日を限度とする。
借受施設等の条件	<p>æ, 火災等の危険がないこと。 æ,, 溫湿度、照明等の調節が可能であること。 æ'' 警備が万全であること。 æ» 原則として、ケース内に入れて展示すること。 æ... 学芸員または相当する職員が在職すること。 æ¤ 美術品及びそれに準じる資料の輸送にあたっては、美術品専門の輸送業者を使用すること。 æ 展示の構成上必要であること。</p>

福井市立郷土歴史博物館資料購入・寄贈（寄託）に関する規程

福井市教育委員会
平成15年12月25日決裁

(設置)

第1条 福井市立郷土歴史博物館（以下「郷土歴史博物館」という。）に、資料の購入、寄贈又は寄託（以下「購入等」という。）に関する事務を適切かつ円滑に行うため、福井市立郷土歴史博物館資料審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び福井市立郷土歴史博物館資料評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(諮問)

第2条 福井市立郷土歴史博物館長（以下「館長」という。）は、資料の購入等をしようとするときは、予めその資料について資料調査書（別記様式）を作成、提出して、資料の学術的評価及び収集の適否につき審査委員会に諮問しなければならない。

2 館長は、審査委員会の諮問を経て当該資料の購入をしようとする時は、更に価格及び手続き等につき評価委員会に諮問しなければならない。

(委員会の構成)

第3条 審査委員会は、10人以内の委員をもって構成する。ただし、その内3人以内は、大学、博物館又は美術館の職員をもってあてる。

2 評価委員会は、5人以内の委員をもって構成する。

(委員の委嘱)

第4条 審査委員会及び評価委員会の委員は、必要に応じ館長が委嘱する。

(召集)

第5条 審査委員会及び評価委員会の委員は、必要に応じ館長が召集する。

(委員会への出席)

第6条 館長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、郷土歴史博物館において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

様 式

資料調査書	
第 号 番	
資料の名称	
員 数	分 類
時 代	技法材質
形 態	寸法 (cm)
伝 来	
所蔵者	
銘記、贊等	写真等
資料価値等	
予想される評価額	
記入年月日	記入者氏名 (印)

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

郷土歴史博物館本館建築・設備概要

請負業者	建築工事 電気設備工事 給排水衛生設備工事 空調設備工事 展示工事 模型製作 複製品製作 映像ソフト制作 情報検索ソフト制作	村中・石田・活衛共同企業体 上野電機(株)・酒井電機(株)共同企業体 酒井設備(株) 新富産業(株)・齊藤設備機工(株)共同企業体 トータルメディア・古崎共同企業体 (株)トータルメディア開発研究所 ナカシャクリエイティブ株式会社 (株)FBCアドサービス (株)トミヒサP&A
請負金額	建築工事 電気設備工事 給排水衛生設備工事 空調設備工事 展示工事 模型製作 複製品製作 映像ソフト制作 情報検索ソフト制作 合計	1,100,400,000円 258,300,000円 115,500,000円 210,000,000円 236,250,000円 95,550,000円 40,759,951円 60,212,250円 29,069,250円 2,146,041,451円
構造・規模	構造 階数 基礎 高さ 建築面積 延面積 B1F 1F 2F	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 地上2階・地下1階建 鉄筋コンクリート造独立基礎PHC杭無振動無騒音工法 18.53m 2,574.78m ² 3,915.19m ² 534.44m ² 2,124.51m ² 1,256.24m ²
主要室	B1F 1F 2F	考古作業室、考古収蔵庫、機械室、スタッフルーム、事務用倉庫 風除室、エントランスホール、常設展示室、松平家史料展示室、館蔵品ギャラリー、展示準備室、荷受荷解室、事務・学芸員室、館長室、史料作業室、図書資料室、倉庫1・2、便所、身障者用便所、エレベーター 企画展示室、講堂、収蔵庫1・2、特別収蔵庫、便所、身障者用便所、エレベーター
外部主要仕上	外壁 屋根	コンクリート打放し珪藻土塗一部御影石貼 越前瓦葺
内部主要仕上	エントランスホール 常設展示室 松平家史料展示室 収蔵庫 事務室 設備工事内訳	床 御影石貼 壁 硅藻土塗一部御影石貼 天井 石膏ボード寒冷紗貼EP塗 床 タイルカーペット貼 壁 石膏ボード下地塗装下地クロスの上EP塗 天井 石膏ボード下地EP塗一部ジテム格子天井 床 ならフローリング直貼 壁 石膏ボード下地塗装下地クロスの上EP塗 天井 石膏ボード下地寒冷紗貼の上EP塗 床 収蔵庫専用床(ぶなフローリング貼) 壁 調湿ボード 天井 調湿ボード 床 タイルカーペット貼 壁 ビニールクロス貼 天井 岩綿吸音板貼 動力トランス 200V - 300KVA×1台 照明トランス 100/200V - 200KVA×1台 スコットトランス 100/200V - 100KVA×1台 融雪トランス 200V - 100KVA×1台 三相 200V - 200KVA×1台 100型スクリーン及び液晶ビデオプロジェクター 対象延面積約 2033.6m ² 都市ガスヒートポンプ方式(合計冷房能力約620kW) 屋根融雪・駐車場融雪 動力・電灯・コンセント・弱電・非常照明・自動火災報知設備 給水・排水・衛生・消化栓設備 吸気・排気・排煙及び自動制御設備

利用案内

開館時間

午前9:00～午後7:00
(ただし11月6日から2月末日までは午後5:00で閉館)

休館日

年末年始（12月28日～1月4日）、展示替え等による臨時休館（事前にお知らせします）。

観覧料

平常展示観覧料 210円
(常設展示室、松平家史料展示室、館蔵品ギャラリー)

養浩館庭園との共通観覧・入園料 330円

※中学生以下の方、70歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とその付き添いの方は、無料でご覧いただけます。

※いずれの観覧料も団体割引があります。団体は20名以上です。

友の会優待観覧券 大人1,260円 高校・大学生840円

※歴史博物館の平常展示や歴史博物館が単独で主催する特別展の観覧、養浩館庭園への入園が、本人に限り、購入日より1年間、無料となる観覧券です。

周辺地図



福井市立郷土歴史博物館

〒910-0004 福井県福井市宝永3丁目12-1

TEL 0776(21)0489 / FAX 0776(21)1489

<http://www.history.museum.city.fukui.fukui.jp>

history@museum.city.fukui.fukui.jp



福井 歴史の庭 散策ゾーン
福井市立郷土歴史博物館